



# 地域的な包括的経済連携 (RCEP) の戦略的活用

1.

はじめに

事業環境の変化への対応・経営判断

# 事業環境の変化への対応

With／Afterコロナへの対応、DX、ESG、SDG's視点などの経営への要請、米中対立やBrexitなどの地政学リスク、拡大するFTA経済圏その他税制環境の変化への対応など、事業環境上の課題は多様化・複雑化してきています。

事業環境の変化が顕著となっている昨今において、事業環境の変化に応じてタイムリーに経営判断を行い、自社のサプライチェーン上において最適な形で環境の変化を取り込み、適応することが求められています。

そのような状況下、1つの大きな事業環境の変化として注目されているのが、地域的な包括的経済連携（以下、RCEP）の誕生です（2020年11月に署名）。

これまでのEPAおよびFTAに加え、2018年以降TPP、日EUなどのメガFTAの締結といった動きに見られるように昨今日本を取り巻くFTA経済圏は急速に拡大しており、さらに、RCEPの誕生により新たに中国・韓国といった国々とも自由貿易を行えるようになります。

これまでに日本が締結しているFTAに加え、RCEPが発効すれば、日本の貿易総額のうち約78%を占める地域との貿易において経済連携協定を利用することができるようになります。

## 事業環境の変化



### 地政学

- 米中対立
- 自国主義の台頭
- Brexit



### 経営への要請

- With／After コロナ
- DX
- ESG、SDG's視点



### 税制・規制

- **RCEP等、FTA経済圏の拡大**
- 新興国における課税強化
- 移転価格税制の執行強化

タイムリーな経営判断による  
事業環境の変化への適応

RCEP対応に係る経営判断

# RCEP対応に係る経営判断（経済合理性の追求）

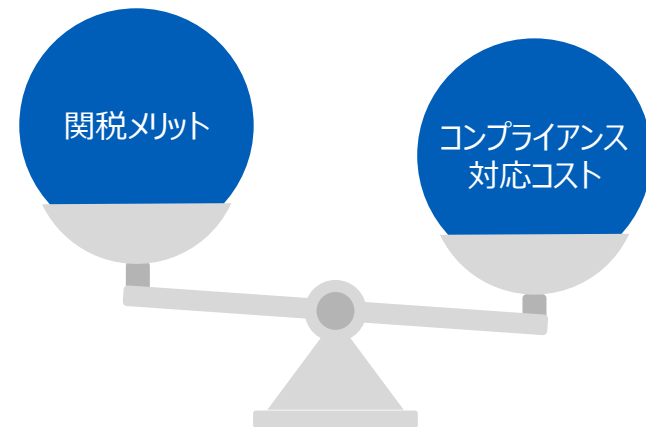
RCEPへの対応に向けて、自社のサプライチェーンにおいてFTAを今まで以上に活用して、関税コスト等のメリットを享受できるように検討していくこととなりますが、一方で、コンプライアンス対応（原産地管理等）も徹底していくことが必要となります。

FTAの利用拡大という経営判断を適切に行うためには、コンプライアンス対応のために追加的に発生する事務手間などのコストも考慮しなければなりません。個々の企業の実情を勘案したPros/Consの検証が重要です。

すなわち、事業構造の最適化により見込める関税を含むコスト削減効果（Non-complianceに伴う潜在リスク・コストの軽減含む）と、原産地管理等のコンプライアンス対応のために追加的に発生する事務手間などのコストとの見合いで、経済合理性を追求していくといった検証を行った上で適切な経営判断を行うということが求められています。

そのような経営判断に必要な情報の提供を目的として、本ニュースレターでは、RCEPの概要（関税インパクトや、コンプライアンス上求められる原産地規則等）、RCEPにより日本企業が受ける影響等について主に貿易の観点から説明をさせていただきます。

## 経済合理性のバランスを考慮した最適な経営判断



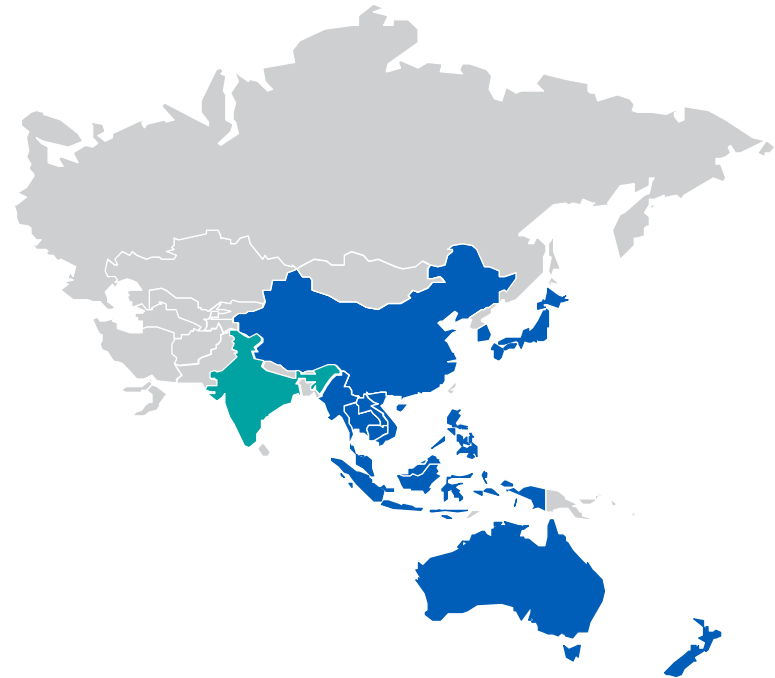
2.

## RCEPの概要

対象国・経済効果・関税メリット

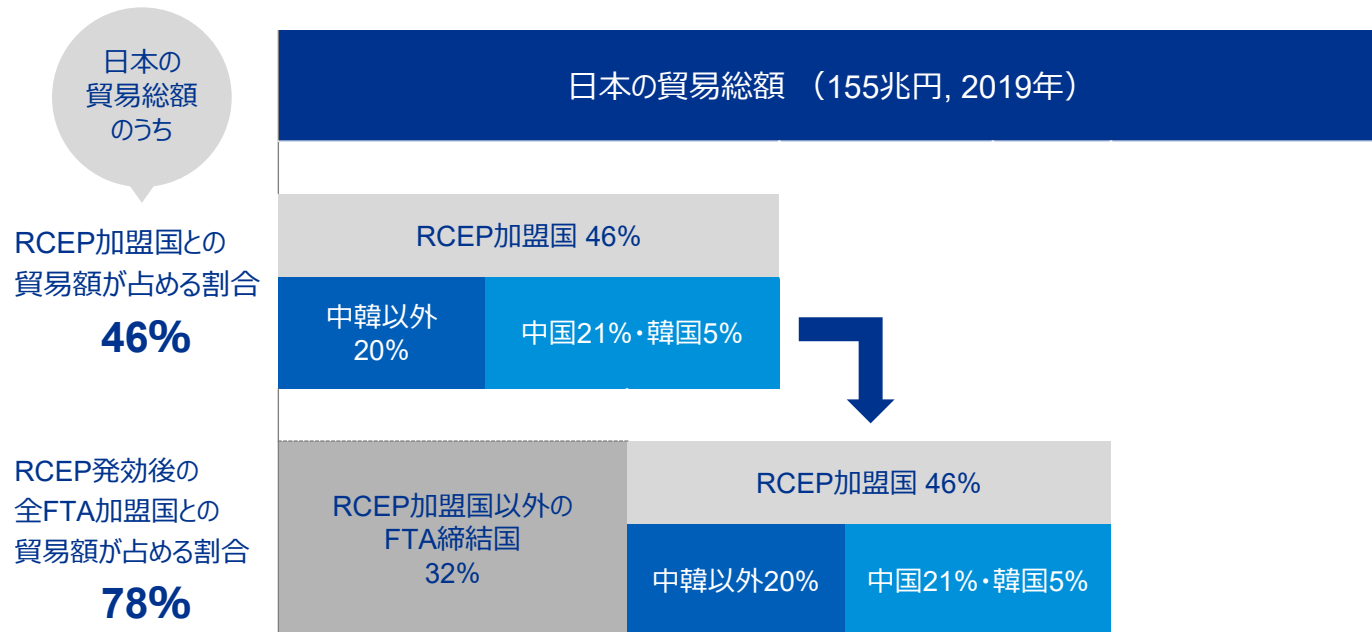
# 対象国

- RCEPは、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、およびASEAN加盟国10か国の計15か国が参加する経済連携協定となります。
- RCEP交渉立上げ当初からの交渉参加国であるインドは2020年の署名に不参加。RCEP協定上、インド以外の国は協定発効後18か月を経過した後にのみ加入可としていますが、インドは18か月待たずして加入が可能となっています。
- RCEP参加15か国のGDP、貿易総額および人口はそれぞれ世界全体の約30%に相当します。



# 経済効果

- 日本の貿易総額のうちRCEP参加国との貿易額が占める割合は約46%（2019年）に上ります。
- RCEP発効後、既存のFTA含めると日本の貿易総額のうち約78%を占める地域との貿易において経済連携協定を利用することができるようになります。






データ参照元：財務省貿易統計（2019年）

# 日本市場へのアクセス（日本への輸入）（1）工業製品

- 工業製品の日本輸入時における最終的な関税撤廃率は、対中国98%、韓国93%、ASEAN加盟国99.1%となります（いずれも品目数ベース、以下同様）。
- ASEAN加盟国については、既存のEPA・FTAですでに大部分がカバーされています。
- 注目すべきは、中国、韓国からの輸入に関して、現行の両国に対する関税撤廃率（ともに47%）から大幅に上昇する点です。
- 関税メリットの観点では、中国、韓国から多く輸入されていて、尚且つ日本輸入時における関税率が比較的高い衣類・履物等の関税メリットが大きいと考えられます。

## 工業製品の関税撤廃率

（日本輸入、品目数ベース）

	現行 (FTAなし)	47%
	RCEP	98%
	現行 (FTAなし)	47%
	RCEP	93%
	現行	98.5%
	RCEP	99.1%

## 関税メリット（一例）

品目	HS	輸出国	MFN税率	RCEP関税率 (段階的撤廃)
シャツ (紡績用繊維製)	6105.10	中国・韓国	0~10.9%	無税（16年目）
		その他RCEP加盟国	0~10.9%	無税
履物 (防水性)	6401.99	中国	6.7~8.0%	無税（21年目）
		韓国	6.7~8.0%	除外
		その他RCEP加盟国	6.7~8.0%	無税（16年目）
ポリエステル	3907.91	中国・韓国	3.1%	無税（11年目）
		その他RCEP加盟国	3.1%	無税
エチルアルコール	2207.10	中国・韓国	0~10%	除外
		その他RCEP加盟国	0~10%	無税（16年目）





# 日本市場へのアクセス（日本への輸入）（2）農林水産品

- 農林水産品の日本輸入時における最終的な関税撤廃率は、対中国56%、韓国49%、他RCEP協定締約国61%であり、他の協定における農林水産品の関税撤廃率（TPP 82%）に比べて低い水準となっています。
- 日本の国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていない製品が関税削減・撤廃の対象となっています。

## 農林水産品の関税撤廃率

（日本輸入、品目数ベース）

RCEP		56%
		49%
	ASEAN 加盟国等	61%
TPP	ASEAN 加盟国等	82%

## 関税メリット（一例）



品目	HS	輸出国	MFN税率	RCEP関税率 (段階的撤廃)
オリーブ (生鮮・冷蔵)	0709.92	RCEP 全加盟国	3%	無税
ヘーゼルナッツ	0802.21	RCEP 全加盟国	6%	無税
紹興酒	2206.00	RCEP 全加盟国	29.8% 23円/kg、 27円/L~70円/L	無税 (即時/ 10~21年目)

# 14カ国市場へのアクセス（日本からの輸出）（1）工業製品

- RCEP協定締約国（14カ国市場）輸入時の対日関税撤廃率は、韓国が83%、中国が86%、その他RCEP協定締約国が86～100%です（いずれも品目数ベース）。
- 注目すべきは、中国、韓国向けに関して、現行の両国に対する関税撤廃率（中国8%、韓国19%）から大幅に上昇し、中国または韓国に輸入される関税が大幅に軽減されることになる点です。
- 関税メリットの観点では、中国・韓国向けは新たにFTAを利用できるのでメリットが大きく、また、対ASEANで既存のFTAからの上積み確保がなされています。

## 工業製品の関税撤廃率

（RCEP協定締約国輸入、品目数ベース）

	現行	8%
	RCEP	86%
	現行	19%
	RCEP	83%

## 関税メリット（一例）

※一部除外品あり

品目	HS	輸出国	MFN税率	RCEP関税率 （段階的撤廃）
トラクター	8701.10	中国	9.0%	無税（11年目）
トレーラー	8716.20	韓国	8.0%	無税
乗用車	8703.21	カンボジア	35%	無税（13～20年目）※
		ラオス	20～40%	無税（15年目）※
自動車部品 （カムシャフト）	8483.10	中国	6.0%	無税（16年目）※
		韓国	3.0～8.0%	無税（10～20年目）
		タイ	1.0%	無税（10年目）
鉄鋼製品 （貯蔵タンク）	7309.00	インドネシア	7.5%	無税（10年目）
		韓国	8.0%	無税（10年目）
プラスチック製品	3926.90	中国	10.0%	無税（16年目）
		韓国	6.5%	無税（10～20年目）

# 14カ国市場へのアクセス（日本からの輸出）（2）農林水産品

- 日本の輸出関心品目について関税撤廃がなされています。

- ✓ 中国向け：ホタテ貝、ぶり
- ✓ 韓国向け：菓子（キャンディー・チョコレート）
- ✓ インドネシア向け：牛肉、醤油 など

## 関税メリット（一例）

※一部除外品あり

品目	HS	輸入国	MFN税率	RCEP関税率 (段階的撤廃)
ホタテ貝	0307.21	中国	10%	無税（11～21年目）※
清酒	2206.00	中国	40%	無税（21年目）
		韓国	15%	無税（15年目）

3.

## RCEPの概要

原産地規則、原産地証明等

# 原産地規則の体系

- RCEP協定における原産地規則は、基本的にはこれまでの既存FTAと同様の体系となっています。
- 原産品認定基準のうち「(C) 実質的変更基準を満たす産品」により証明する場合には、他の協定を適用する場合と同様に、品目別規則（附属書三A）に定める要件を確認する必要があります。

原産地規則	手続的規定	原産地証明書の取得、根拠資料の保管等に関する規定	P 14 I 15 参照
	積送基準	運送の途上で原産資格を失っていないかどうかを判断するための規定	
	原産地基準	原産品の認定基準	
	[A] 完全生産品	主に農産品等に使用される基準。	
	[B] 原産材料のみから生産される産品	原産材料のみを用いて製造した場合の、原産品の認定基準	
	[C] 実質的変更基準を満たす産品	非原産材料を用いて製造した場合の認定基準。品目別規則等を満たす必要がある	
	実質的変更基準		
	関税分類変更基準（CTC）	非原産材料とその産品の間でHSコードに一定以上の変更があった場合に、実質的変更があったとみなす基準	P 16 参照
	付加価値基準（VA）	その国で付加された割合（原産資格割合：RVC）が一定割合以上であれば実質的変更があったとみなす基準	
	加工工程基準（CR）	化学製品等に使用される基準	
補足的規定	僅少（デミニマス）	非原産材料で関税分類変更基準を満たしていないものについて、価額が僅少（協定で定める割合以下）である場合にはHSコードの変更を考慮しなくてもよいという救済措置	P 16 参照
	累積	協定国の製品（材料）を原産扱いすることができる規定。原産国の証明書が必要	
	原産資格を与えることにならない作業	一定の作業（包装、梱包、ラベル等の貼付など）については、実質的変更の伴う生産行為とはみなされないことを定める規定	

# 品目別規則 (1) HS1~71類

- 他の協定と同様に、HSコードごとに品目別規則が定められています。
- 全体的に、関税分類変更基準（CC、CTH、CTSH）と付加価値基準（RVC40等）のいずれかを満たしていればよいという品目が多く見受けられるため、比較的要件を満たしやすい規則となっていることが特徴として挙げられます。
- HS1~71類において注目すべきは、繊維製品（50~63類）についてRCEPでは関税分類変更基準のみ規定されているため、他の協定に比べて要件を満たしやすい規則となっている点です。他の協定においては関税分類変更基準に加えて加工工程基準（2工程ルール例：糸→編物／織物→衣類）が求められることがあります。

## 品目別規則の例

HSコード	対象製品の概要	品目別規則	略称	略称の説明
1~5類	動物および動物性生産品（肉、魚、酪農品等）	WO、CC、CC or RVC40等	WO	完全に得られ、または生産された製品を原産品と認める基準
6~14類	植物性生産品（野菜、果実、コーヒー、お茶、穀物等）	WO、CC、CC or RVC40等	CR	一定の化学反応によって生産された製品を原産品と認める基準
16~24類	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこおよび製造たばこ代用品	CC、CC or RVC40等	CC	投入部品と完成品の間にHS上位2桁での変更があることを求める基準
28~38類	化学工業（類似の工業を含む）の生産品	CTH or RVC40、CTSH or RVC40、CR等	CTH	投入部品と完成品の間にHS上位4桁での変更があることを求める基準
39・40類	プラスチックおよびゴム並びにこれらの製品	CTH or RVC40等	CTSH	投入部品と完成品の間にHS上位6桁での変更があることを求める基準
41~43類	皮革および毛皮並びにこれらの製品等	CC or RVC40、CTH or RVC40等	RVC	域内原産割合を計算し、一定の閾値を超える場合に原産品と認める基準（RVC40の閾値：40%）
50~63類	紡織用繊維およびその製品	CC、CTH等 ※加工工程基準無し		

# 品目別規則 (2) HS72~97類

- HS72~97類（工業製品）における品目別規則は、関税分類変更基準（CTH、CTSH）と付加価値基準（RVC40等）のいずれかを満たしていればよいという品目が多く見受けられます。
- 関税分類変更基準の中でもCTSH（HS上位6桁変更）を満たせばよい品目も数多くあるため、比較的要件を満たしやすい規則となっています。

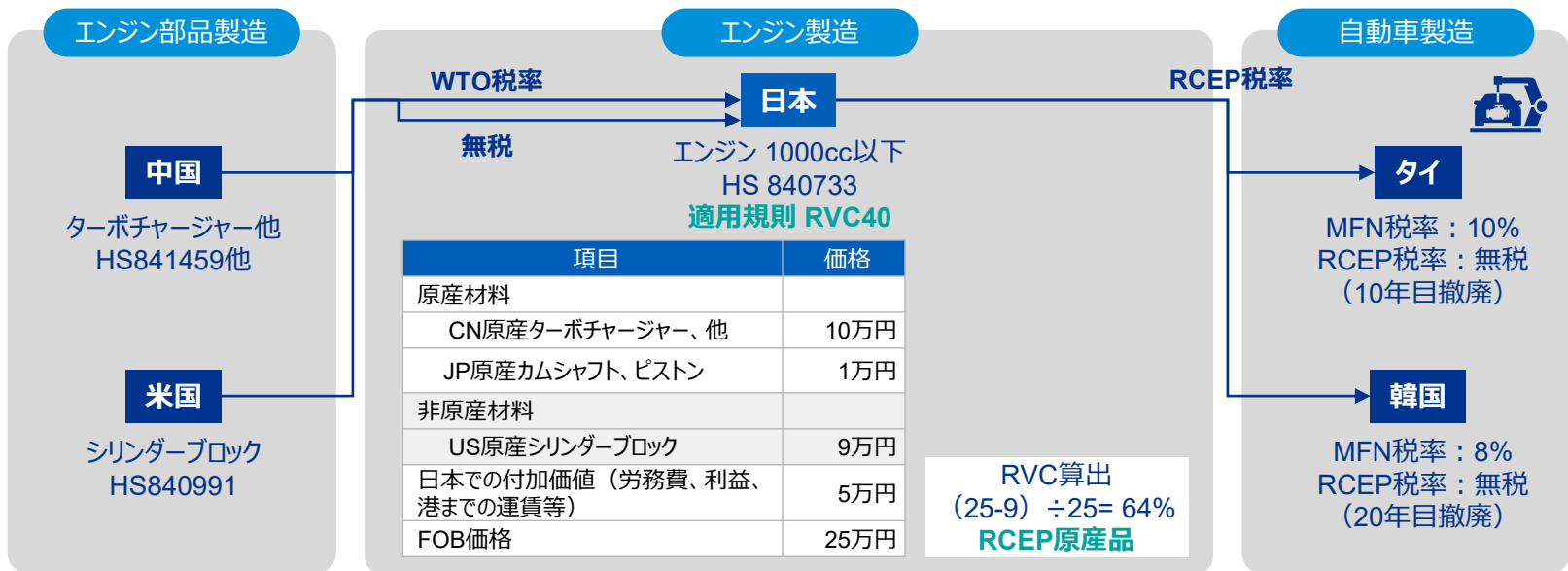
## 品目別規則の例

HSコード	対象製品の概要	品目別規則	略称	略称の説明
72~83類	卑金属およびその製品	CTH or RVC40、 CTSH or RVC40等	CTH	投入部品と完成品の間にHS上位4桁での変更があることを求める基準
84~85類	機械類等	CTSH or RVC40等	CTSH	投入部品と完成品の間にHS上位6桁での変更があることを求める基準
86~89類	車両、航空機、船舶および輸送機器関連品	CTH or RVC40、 CTSH or RVC40等	RVC	域内原産割合を計算し、一定の閾値を超える場合に原産品と認める基準 (RVC40の閾値：40%)
90~92類	学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器等	CTH or RVC40、 CTSH or RVC40等		

※RVCの計算方法には、控除方式（ $FOB - \text{非原産材料価額} \div FOB$ ）と、積上方式（ $\text{原産材料価額} + \text{直接労働} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他費用} \div FOB$ ）の2通りがある。

# 累積

- 完成品の原産判定の際に取り扱う投入材料に関して、その材料自体がRCEP締約国において生産され原産地規則を充足する場合には、当該材料を（RCEP）原産材料とみなすことができます。これを累積といいます。
- 完成品の原産判定において、投入材料をすべて非原産材料として扱った場合に原産地基準を充足しなくても、累積を用いることで完成品を原産品として証明でき得る可能性があります。
- 特にRCEP締約国は日本と地理的にも近い国が多く、企業のサプライチェーンにおいてRCEP締約国（日本・中国・韓国等）から材料を調達して他のRCEP締約国において生産して輸出するといったケースは実際に多く見られることから、累積を用いて原産化を図り、より多くの関税メリットを享受しにいくといった取り組みが活発になっていくと考えられます。





# 原産地証明方式

- RCEPの原産地証明方式で特筆すべきは、第三者証明方式と自己証明方式が併存している点です。
- ただし、いずれのRCEP締約国においても第三者証明方式は利用可能ですが、自己証明方式に関しては導入時期が各締約国により異なるため、仕向国側で認められている証明方式を確認し、その証明方式に則った形式で証明書等を用意する必要があります。
- RCEPで導入される自己証明方式には、右に示すように幾通りかの種類があります。

## 各FTAにおける証明方式

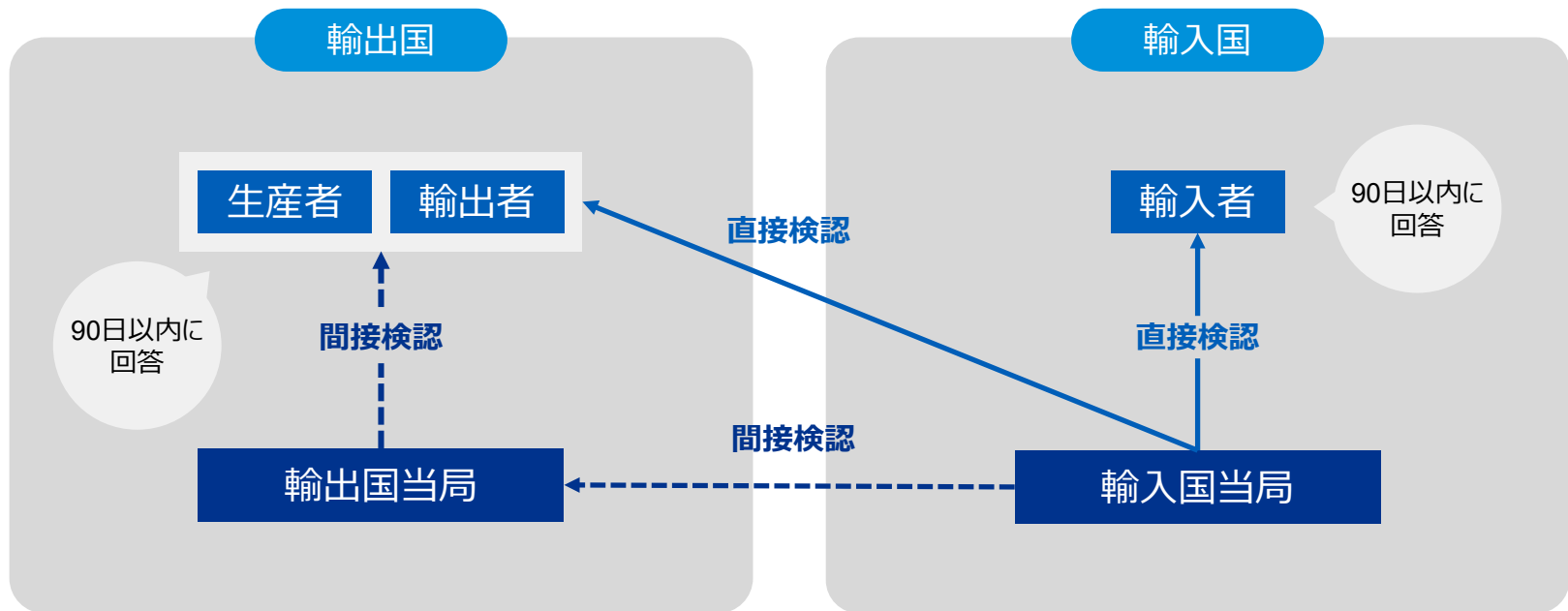
FTA	発効時期	第三者証明方式	認定輸出者 自己申告方式	自己証明方式
日シンガポール	2002/11	✓		
日メキシコ	2005/4	✓	✓	
⋮				
日インド	2011/8	✓		
日ペルー	2012/3	✓	✓	
日オーストラリア	2015/1	✓		✓
日モンゴル	2016/6	✓		
TPP11	2018/12			✓
日EU	2019/2			✓
日米	2020/1			✓（輸入者のみ）
日英	2021/1			✓
RCEP	未発効	✓	✓	✓

## 自己証明方式の種類

自己証明方式	自己証明方式の内容
認定輸出者による 自己証明方式	輸出国（日本では経済産業大臣）が認定した輸出者自らが、一定の方式により原産品であることを自己申告する方式
輸出者または 生産者による 自己証明方式	貨物の輸出者または生産者が、一定の方式により原産品であることを自己申告する方式
輸入者による 自己証明方式	貨物の輸入者が、一定の方式により原産品であることを自己申告する方式 （発効時点では日本輸入時のみ利用可）

# 検認

- RCEPにおいては、輸入国の当局が貨物の輸入者または輸出者・生産者に原産性を確認する「直接検認」の方式と、輸出国の当局を介して製品の原産性を確認する「間接検認」の方式のいずれも認められています。
- そのため、原産性を判定する輸出者・生産者が原産性に係る情報や資料を整備しておく必要があるのは勿論のこと、輸入者に問い合わせが来た場合にタイムリーに回答ができるような体制づくりをしておくことが必要になってきます。



# 効力発生

- RCEPの効力発生には、署名国15か国中、少なくともASEANの6か国およびASEAN以外の3か国の批准等が必要になってきます。
- これら批准書等を寄託した日の後60日で発効することとなります。





KPMG税理士法人  
パートナー  
神津 隆幸  
T: 03-6229-8205  
E: [Takayuki.Kozu@jp.kpmg.com](mailto:Takayuki.Kozu@jp.kpmg.com)

KPMG税理士法人  
シニアマネージャー  
古賀 弘樹  
T: 03-6229-8332  
E: [Hiroki.Koga@jp.kpmg.com](mailto:Hiroki.Koga@jp.kpmg.com)



[kpmg.com/socialmedia](https://kpmg.com/socialmedia)

[home.kpmg/jp](https://home.kpmg/jp)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.